

東京農工大学職員組合
府中支部役員の選挙に関する規定

第 1 条 府中支部細則 10 条により、この規定を定める。

第 2 条 府中支部役員の選挙に関しては、この規定に定める他すべて東京農工大学職員組合選挙細則（以下選挙細則という）に準じて行う。

第 3 条 役員の選出は毎年総会前に行い、選挙は全組合員の直接秘密の投票による。

第 4 条 選挙が成立するためには、組合員総数の過半数の投票がなければならない。

第 5 条 選挙期日は選挙管理委員会が執行委員会の合意にもとづいて決定する。

第 6 条 選挙管理委員会は投票の行われる一週間前までに、選挙期日等に関する公示を行わなければならない。

第 7 条 選挙公示は選挙細則第 6 条の規定に準ずる。

第 8 条 選挙人名簿に記載された組合員はすべて立候補するとしなにかかわらず選挙において投票の対象となる。

第 9 条 立候補およびその手続は選挙細則第 8 及び第 9 条の規定に準ずる。

第 10 条 選挙人名簿は第 7 条に定められた公示の行われる以前に確定しなければならない。

第 11 条 選挙人名簿は次の選挙区分に従って全組合員の氏名が記載されていなければならない。

- (1) 府中地区事務（図書館を除くすべての部署、F Sセンターを含む）
- (2) 図書館
- (3) F Sセンター
- (4) 生物生産学科
- (5) 応用生物科学科
- (6) 環境資源科学科
- (7) 地域生態システム学科 1
- (8) 地域生態システム学科 2
- (9) 獣医学科（動物医療センターを含む）

* 技術職員の扱いは教育職員のそれに準ずる。また、付属硬蛋白質利用研究施設教員、遺伝子実験施設教員、留学生専門教員、国際環境農学専攻教員、連合大学院専任教員は関連学科に属する。

* 但し、上記の選挙区分は、各々原則として組合員 20 名を上限とし、これを越える場合には分割される。

第 12 条 役員の選挙は府中支部細則第 9 条に定めるそれぞれの定数までの無記名連記投票とする。

第 13 条 当選は得票数の多い者より決定する。但し、執行委員長、書記長については有効投票の 3 分の 1 以上の得票がなければならない。

2 前項の得票が得られなかった場合には、投票数の多い上位 2 名について再び投票を行なう。

第 14 条 選挙管理委員会は選挙の経過ならびに結果を総会に報告すると共にその承認を得なければならない。

第 15 条 執行委員会は代表者会議の承認にもとづき、第 11 条に規定する選挙区分を勘案し、大会代議員数を割り当てる。

第 16 条 大会代議員の選出は、組合規約第 7 条 2 項 1 及び 2 にしたがって行わなければならない。

第 17 条 本規定の改定は支部総会の議決を必要とする。

附 則

この規定は、2005 年 12 月 5 日より施行する。

2005 年 12 月 5 日 制 定

2007 年 12 月 4 日 一部改正